

内閣参質二〇二第二四三号

令和二年十月二日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出日米貿易協定と今後の対米交渉に関する質問に対し、  
紙答弁書を送付する。

別



参議院議員小西洋之君提出日米貿易協定と今後の対米交渉に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（令和元年条約第十号）は、令和二年一月一日に効力を生じた。令和元年九月二十五日（現地時間）の日米首脳会談後に発出された日米共同声明（以下「共同声明」という。）にいう「日米貿易協定の発効後、四か月以内」とは、令和二年四月三十日までを指す。

二から四までについて

共同声明においては、「日米両国は、日米貿易協定の発効後、四か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。」としており、日米間ではこの共同声明に沿つて協議を行つてゐるが、その日時や場所をはじめとする外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。